

# 中国における物的貸借の歴史的考察

水谷謙治

はしがき

序章 考察方法と漢代以前の貸借小考

第1節 考察方法

第2節 漢代以前の貸借小考

第1章 漢代の物的貸借

第1節 時代的背景

第2節 漢代の物的貸借 (以上本号所載)

第2章 唐代の物的質貸(業)

第1節 時代的背景

第2節 唐代の物的質貸(業)

第3章 宋代の物的な賃貸業

第1節 時代的背景

第2節 宋代の物的な賃貸業

はしがき

20世紀後半から成長した物品のリース・レンタル業はその歴史も研究も比較的新しい。私は十数年前にその理論と現状を考察して以来、その歴史的考察にはまりこんできた<sup>1)</sup>。金銭や不動産貸借の歴史的研究は沢山あるが、それ以外の物品にしぼった歴史的研究は、日本語・中国語・英語の関連データベースやその他の文献資料を調べたかぎりでは、まだ皆無のようである。この拙論では、中国の春秋戦国時代から宋代末期までの物的貸借と物的賃貸業の歴史を概観する。考察対象には、財物あつかいされた人や家畜もふくめてある。

この考察にはいくつもの困難がある。庶民の貸借に関する史料が極端に少ない。とりわけ古代ではそうである。経済理論を専攻してきた私にとっては漢文、とくに白文の解読は手に負えない。考察する歴史は二千年もの長期におよぶ。個々の貸借を政治・経済・生活・文化など多面的な時代状況のなかで位置づけようとするばあい、それらの研究や史料が膨大な量になって

1) 「物品賃貸業資本の基礎的・理論的研究」上・下 (『立教経済学研究』第49巻第4号。第50巻第1号 [以後、雑誌の巻号を省略し数字のみでしめす])。『賃貸借の経済概論』56 2。「物品賃貸業の歴史的研究」58 2。「物品賃貸業の歴史的研究」上・下60 1・60 4。「物品賃貸業の創成に関する研究」62 4。「明治期における織機の賃貸借」『東邦学誌』32 2

しまう。どの分野の研究も一致した見解はわずかしかない。序章第1節「考察方法」はこうした困難を少しでも回避するための方法的措置である。

## 序章 考察方法と漢代以前の貸借小考

### 第1節 考察方法

#### [ I ] 対象の限定

あつかうおもな時代を、「全国的」統一政権が成立した漢・唐・宋の時代に限定する。ただし厳密にはなく、漢代に秦代をふくめたり、唐代に隋代をふくめたり。便宜的な表現をすれば、この三時代はいわゆる古代・中世・近世を代表しうる時代である。史料も比較的多い。春秋戦国時代の貸借は、序章で簡単にふれる程度にしておきたい。

物的貸借の事例は『春秋左氏伝』<sup>2)</sup>や『史記』<sup>3)</sup>などの史書をはじめ、発掘文書・詩・小説その他で調べる。とはいえ、時代の経過や事例の背景を詳論する紙数の余裕がない。また国家間や他民族との関係、該当国家の性格、時代区分、その他の問題(論争)に立ち入る余裕も力もない。そのため、時代の経過は課題用に作製した年表とその注釈ですませ、背景はえらびだした重要項目の簡単な説明ですませることとする。

貨幣と土地の貸借は原則として除外する。これらは普通の物品貸借とは異なるし、しかもすでに多くの研究があるからだ。貨幣はどんな物とでも交換できるため、その貸借は貸借中でもっとも普及してきた。分割可能な自分の躰でどの商品の価値をも表わす貨幣の一般的等価機能は、交換等で頻繁に使われた必需品(布帛・穀物・銅等)や神聖な宝物(玉石・貝等)に自然に付随してきた。本来の用途と等価機能を兼備するこうした物品は必要に応じて考察にふくめるが、金銭や鑄貨は等価機能の単なる物的象徴にすぎず普通の物品とは異質なので除外する。土地の貸借もその実体は土地の使用権取引にすぎないという意味では、物品貸借とはいえないので除くこととする。

古代世界では人身売買や人質や奴隷の賃貸がおこなわれていた。いわば人間が物財として取引されていたのである。また、売買・賃貸・雇傭は法的に一括してあつかわれ、同じ文字で表

2) 『春秋左氏伝』は『春秋』史官による魯国の年代史(前722~前468年)の「伝文」で、『春秋』の断片的記事に具体的な歴史を肉付けして編成されている(以下『左伝』と略す)。訳文はおもに鎌田正訳『新釈漢文大系』(明治書院)によるが、小倉芳彦訳『春秋左氏伝』(岩波書店)も利用した。語釈は両訳にもとづいて私がつけたもので、他の史書の語釈についても同じである。

3) 『史記』(司馬遷撰・前91年完)は伝説の黄帝から前漢武帝までの、中国最初の本格的で総合的な歴史書である。訳文は主として、「本紀」と「世家」は吉田賢抗訳・「列伝」は水澤利忠および青木五郎訳(ともに『新釈漢文大系』)によったが、小川環樹・今鷹眞・福島吉彦訳『史記世家』・『史記列伝』(岩波書店)も参照した。なお原文は『新釈漢文大系』添付と中国古典文献データベース「中国哲学書電子化計画」を利用した。

現されていた<sup>4)</sup>。こうした事情にもとづいて、一部の雇用を労働力の賃貸借としてあつかう。

現代社会ではあらゆる物が商品形態をとっているため、雇傭の説明においても労働能力を商品とみなし、雇傭を労働力商品の賃貸借として説明する。つまり、労働者が労働能力の所有権を保持したまま、一定期間にわたる労働力の使用权を有償で譲渡する関係として説明するのである（前掲拙論<sup>56</sup> 2）。

利用した多くの論文や文献の揭示を割愛したので、あらかじめ失礼をおわびしておきたい。

## 〔Ⅱ〕 貸借の条件

この問題を考えておくことは、貸借の時代的背景を考察し整理するうえでも役立つだろう。

貸借の成長や普及の条件はその種類に応じてちがっている。しかし貸借であるかぎり、貸借をなりたせる共通の条件、いわば最大公約数的な一般的条件がある。まずこの条件を考えてみよう。

貸借の一般的条件。貸借とは、ある物の所有者とその非所有者とが一定期間後の返却を条件に、それを授受し利用する関係である（所有は物の排他的な支配を承認しあうこと）。この関係にそくしていえば、貸借が成立するためには、物の所有者とその利用をのぞむ非所有者の存在が大前提になる。そして貸借は基本的には任意の約束ごとだから、当事者は約束ができる人——自立した自由な人格の保持者——でなくてはならない。つまり貸借が成立するための一般的条件は、所有と非所有の関係、自立した自由な人格の存在である。こうした条件がどの程度充足されるかは国家や社会のありかたに依存しており、ピンからキリまでである。

賃貸と賃貸業の成立条件。賃貸業の成立は賃貸の普及にもとづいている。けれども賃貸が普及すれば、すぐに賃貸業が成立し普及するわけではない。両者には時間的なズレや追加的な条件の相違がある。日本でいえば、賃貸は古代にもみられたが、多くの賃貸業は近世の京・大坂・江戸等の大都市で自由な商業がみられるようになってから普及している。

ただし、賃貸と賃貸業の普及条件は基本的には重複しているため、両者を一括するかたちでしめすことにする。

(1) 賃貸借に適した物品の需要と供給。賃貸借に適した物品は鉄器・車・船・書物のように反復して使用でき、多くのばあいその必要性が一時的で、しかも高価な物品である。こうした物品はそう簡単に制作できるものではないし、その需要は特定の場所や人にかぎられることが多い。物品賃貸業の発生が高利貸業や質屋業の発生よりもずっとあとになるのは、こうした事情にもとづいている。

(2) 貨幣・商業・運輸業の普及。上記の物品の需要と供給との結合・貸手と借手との結合は

---

4) たとえば、古代ローマ法の賃約 (locatio conductio) は売買の類似契約としてあつかわれている (キケロ、ガイウスなど)。賃約の客体は最初ほば人や家畜にかぎられていたが、共和制後期に土地・家屋にも広げられていった (船田淳二『ローマ法』第三巻債権、中田薫『法政論集』第三巻)。日本については拙論「物品賃貸 (賃物) 業の創成に関する研究」(『立教経済学研究』62 4)

貨幣・商業・運輸業の媒介を通じて円滑になり、急速に拡大する。

(3) 賃料を払う需要者の集住、大都市の形成。需要者が遠い地域に散在しているならば、手間や運賃がかかりすぎて賃貸業は成立しにくい。賃貸業の成立には多くの借手人口が一定範囲に集住していることが必要になる。だから都市（とくに大都市）の形成と増加も重要な条件である。

(4) 賃貸や賃貸業を促進する政策と制度。たとえば、賃貸に適する物品生産の奨励、その生産技術の指導と援助、道路・運河・灌漑の開発、賃貸の法的保護など。

(5) 平和と安定。長安・洛陽などの大都市は戦乱で何度も廃墟と化している。飢饉で「人相喰む」ような状況や大規模な放火・掠奪の史実も枚挙にいとまがない。そうした事態が賃貸や賃貸業の強いブレーキになったことは疑いないであろう。

## 第2節 漢代以前の貸借小考

あらかじめ、当面の課題用に作製した中国史年表をしめしておこう（年数は実質的变化を加味した概数、前と後は紀元の前後）。この表からもうかがえるように、中国の歴史は農業中心の漢人と北方遊牧民との対立と融合、さまざまな国家と国家との戦争と和解・支配と従属の歴史であった。また経済の重心が華北から華南へ、首都が西から東へ推移していく歴史でもあった。

第1表 中国史年表

年 (概数)		重要項目				
殷	前 16 11	祭祀共同体	甲骨文・金文	周 (西周)11	8 氏族的国家	青銅器
春秋	770 450	封建都市国家群の抗争	「春秋五覇」	孔子		青銅器文化
戦国	450 220	領域諸国家	「七雄」	諸子百家	商鞅変法・秦台頭	初期鉄器利用
秦	221 206	「統一」	郡県・官僚制	度量衡・文字・車巾統一		長城と道路網
漢	202 後 8	「統一」	中央集権	塩鉄専売制	鉄製農具の普及	版図拡大
	25 220	王莽新政	豪族勢力伸張	漢政権復活	紙技術改良	黄巾の乱
分裂	220 580	魏呉蜀	北方民族の内移移動	魏晋南北朝	民族融合	貴族制
随	581 618	「統一」	科举制	南北運河の開設		高句麗遠征
唐	618 907	「統一」	均田・租庸調	府兵制・法制		支配圏拡張と国際交流
		節度使・藩鎮勢力の台頭		安史の乱		前半制度の廃止と荘園増加
分裂	907 960	軍閥諸国家の乱立・五代十國		遼	開封占拠 (後晋滅)・燕雲支配	
宋	960 1126	宋政権・開封	都市・商業	物品賃貸業の展開	金	北宋と遼を滅ぼす
	1127 1279	金の華北支配	南宋・臨安	華南の経済発展	元	金と宋を滅ぼす
元1206 1368		明1368 1634		清1644 1912		中華民国1912 1945

### [ I ] 貸借の文字について

貸借はいつごろから発生したのだろうか、ハッキリしたことはわかりようがない。そこで発生時期の大まかな見当をつけられないかと、貸借に関する文字例を少し調べてみた。漢字が象形文字から出発し、表意と表音の組みあわせ文字として発達してきたからである（字義はおも

に白川静『字源事典字統』と許慎『説文解字』<sup>5)</sup>によった。殷の甲骨文字や金文については水上静夫『甲骨金文辞典』、松丸道雄・高嶋謙一編『甲骨文字字釈綜覧』その他を参照した)。

貸借を意味する文字は殷代後期の甲骨文や殷金文には見あたらない。ただしそこには<sup>ばい</sup>買・<sup>ぼう</sup>質・<sup>とく</sup>貢などの文字がある。これらの文字には寶貝や財貨を「もとめる」、「取替える」、「得る」等の意味がある(前掲白川, 水上)。

発掘調査や甲骨文の解読によると、殷の社会には支配者・一般の民・奴隷がいた。文字は支配者だけに限定されていたようである。竪穴式住居に住む一般の民が自立した自由人として個別に交易していたことは考えにくい。そうすると、買・質・貢などの文字は、支配者たちによる財貨の交換・贈与・融通をしめす文字かも知れない。ちなみに、洋の東西を問わず初期の古代社会では共同体間で財貨の習慣的贈与や相互融通がおこなわれていた<sup>6)</sup>。それはともかく、共同体間や共同体内で返礼や互酬の習慣がある程度普及しているばあいには、貸借に近似する関係があったと推察できる。

春秋時代には、貸借を意味する文字は貸や借だけではなかった。『左伝』には貸や借とともに假や藉(藉)なども使われている。例をあげておこう。

「鄭伯<sup>へき</sup>、璧を以て許の田を假る」(「鄭伯以璧假許田」, 桓公元年・前711。璧は玉)

孟氏は墓道づくりに「臧氏から人夫を藉りた」(「孟氏將辟<sup>へき</sup>, 藉除於臧氏」, 襄公23年・前550。辟は土地を開く。除は開墾人夫の意)

齊の公子商人驟は「官庫から財を貸りた」(「貸於公有司」, 文公14年・前613)

陽虎は「邑人の車をすべて借りた」(「盡借邑人之車」, 定公9年・前501)

貸借を意味する初期の文字例には假(旧字は甲骨文字の假)が比較的多く、借と貸の両義で使われている。假・假は神事用の仮面を表す字らしく、仮面をつけて本物に替わることから一時的利用をも意味するようになり、やがて貸し借りの意としても使われるようになったらしい(前掲白川)。『日本書紀』や日本最古の辞書『新撰字鏡』にも「假」が借の意味として記されている。

藉の旧字・語源を甲骨文の藉とする解釈は古くからある。白川静氏は藉の遍の耒がスキを表し、音符の昔(しゃく・せき)が重ねる意だから、「卜文の字形は耒を踏<sup>すき</sup>んで耕す」耕田の意味だとされる(前掲『字統』)。

5) 許慎著『説文解字』(西暦100年完)は部首法分類による最初の文字学的辞書であり、現存最古の辞書として中国文字学の基本中の基本文献とされている。訳は『訓詁説文解字注』尾崎雄二郎編(東海大学出版)を参照

6) B・マリノフスキーやM・モースらによる未開民族の調査と研究は、古代の共同体間でこうした関係が世界各国の共通事象であることを示唆している。B・Malinowski "Argonauts of the western Pacific" 1922 (Sex and repression of savage society 1926)。M・Mauss "Essai sur le don" 1923 1924 (有地亨訳『贈与論』頸草書房)

『説文解字』には、藉田の礼（帝が主宰する農耕儀礼<sup>7)</sup>）をもとに「帝藉千畝なり，古は民を使ふこと借るが如し。故にこれを藉といふ」と記されている。帝田の耕作に民を使うのは民力を借りるにひとしいから藉が借の意になるということらしい。これをもとに「藉は借の本字」という解釈が普及してきた。しかし藉や藉の遍（未・平スキ）が人的関係でないのに、なぜ人遍に規定される借の本字といえるのだろうか。それに帝田の耕作が強制だったかも知れないとすれば、「民を使ふこと借るが如し」は実体にそぐわなくなる<sup>8)</sup>。素人の発想にすぎないが、借は假と藉・藉が貸借の意味で使われているうちに、双方が便宜的に「合成」されてできた文字ではないだろうか。

なお『説文解字注』<sup>9)</sup>によると、初期の『説文解字』には借の文字は未載で、後代に（10世紀の「大徐本」『説文解字』で）「借 假也」として追加されたという。

貸の字は甲骨と金文にみあたらないけれども、旧字の<sup>とく</sup>貢はある（前掲『甲骨金文辞典』）。『説文解字』は貢を「人从物を求める」意としている。『説文解字注』は春秋時代の「古へは貢・貸の分無く」、「経史に貢と貸が錯出する」、「それは恐らく俗に人の<sup>ぼろ</sup>旁を増」したのだらうと記している（周代の官制度をのべた『周禮』[地官司徒]に「凡そ民の貸る者」という記述がある。後続文からみて貸借の意味だが、近年の考証によるとこの書は早くても戦国時代後半のものという）。

『左伝』の記述から明らかなように、貸借を意味する文字は春秋時代の初期から使われている。では、それ以前の周代（前11～8世紀）に使われているだろうか？

周代の文字資料には青銅器に刻まれた銘文と『詩』（『詩経』）がある。前者の解読文はごくわずかししかみていない。その範囲にかぎってみると、銘文に物品貸借に関する文字はないように思われる。『詩』（『詩経』）は前9世紀から前8世紀初期ころまでの詩・歌謡を集めたものである<sup>10)</sup>。『論語』には「子曰わく、詩三百」とある<sup>11)</sup>。『詩』は儒教で教典のひとつとされた。

7) 藉田の礼。その属を師いて王藉を耕やし「齊盛」（祭り）に共する（『周禮』天官家宰）。

8) 『説文解字』は漢字辞典の聖典とされてきた。たとえば諸橋轍次『大漢和辞典』も「その字説は専ら[説文]により……独自の研究は全くない」（白川『字統』p.12）。しかし、今日では甲骨文に依存できなかったことによる誤りが多数明らかになっている。なお、増淵龍夫氏は私がしめした第二の疑問に近い視点から、藉を借の本字とする解釈を批判されている（増淵龍夫『中国古代の社会と国家』岩波書店）。

9) 段玉裁著『説文解字注』（18世紀後半～19世紀初期）。この注釈書は清朝考証学の最高峰と目されている。訳文は『訓読説文解字注』尾崎雄二郎編（東海大学出版）による。「借ノ（一）大徐の注義，序列，偏旁に有る所に依りて而して文を補正する者十九字。『借』は其の一也」

10) 『詩経』。古くは『詩』とよばれ、最高に権威ある古典とされてきた。風・雅（大雅31篇と小雅74篇）・頌に分けられる。風は諸国の民謡，小雅はおもに西周貴族社会の詩，大雅には西周後期の社会詩や政治詩も多い。頌は周王朝や春秋期の魯・宋の廟歌である（白川静氏の説明にもとづく）。白川静氏訳『詩経国風』，『詩経雅頌』（平凡社・東洋文庫）。同氏『詩経』（中公文庫）。石川忠久訳『詩経』（『新釈漢文大系』）。

11) 『論語』。孔子の没後（前479没）に弟子たちが孔子のことばを集成したといわれる儒教の経典。貝塚茂樹訳『論語』（中央文庫）。吉田賢抗訳『論語』（明治書院『新釈漢文大系』）。その他

そこで借・貸・假・藉の文字を『詩経』で調べてみたら、一つの詩（「大雅・抑・蕩之什」）に借の字があった。しかしそれは貸借の意味ではなく、「仮に」の意味で使われている<sup>12)</sup>。假の文字はいくつもあったが、「よい・ほめる・休み」などで、どれも貸借の意味ではない。ざっと見ただけなので断言はできないけれども、藉（藉）と貸は見あたらないようである。

『詩経』を周代における唯一の該当文字史料とするかぎり、周代には貸借を意味する文字はなさそうである。それが正しいとするならば、該当文字が見られるのは春秋時代初期（前8世紀後半）ころからになる。したがって、文字に表現される現実の貸借はその時期よりも以前（周代）からあったことになる。ただしそこでの貸借は、共同体的性格が強く、公私の区別も曖昧な社会における貸借であり、相互融通に近い関係だったと思われる。

## 〔Ⅱ〕 春秋戦国時代について

殷・周以来、黄河中流地帯から東北付近におよぶ集落は周囲を土塀や城壁でかこっていた。そうした集落を邑<sup>ゆう</sup>といったが、王侯らが住む規模の大きい邑を都、君主の住む邑（主都）を国ともいった。わが国の歴史家の多くは、一定地域ごとの比較的大きな邑を西欧の都市国家からイメージして都市国家ととらえ、殷・周時代から戦国時代中期ころまでを都市国家の時代としている<sup>13)</sup>。

春秋時代（約前770年～前450年）は数百もの都市国家が争いつつ、大が小を併呑して百ほどの国になっていった時代である。東方の斉や北方の晋などの数国が覇者、いわゆる「春秋五覇」として有名だ。その当時の国家は、卜・祀・政・経・軍が融合するかたちで運営されていたようである。身分秩序は「天子・侯・卿・太夫・士・庶人・工商・<sup>そ</sup>隸」と記されている（『左伝』桓公2年、襄公14年）。天子から士までを支配層、それ以下を被支配層とみていいだろう。

こうしたの都市国家の民衆にとって、古代ギリシャやローマのような自由と民主主義がなかったことは疑いない。けれども、中国の都市国家が最初から君主一人の独裁国家だったとも考えにくい。だから、初期の君主には祭祀共同体の首長の性格が強かったと思われる。

戦国時代（約前450年～前220年）は、百余の国々が「戦国七雄」とよばれる国々へ合併されてゆき、ついには後発の秦が他をほろぼして秦帝国を成立させるまでの時代である。中国史上の一大変革期といわれるこの時代は、アテネのポリス時代に重なっている。

戦国時代後半の国家は、君主のもとに官僚・軍隊・租税組織をそなえた中央集権国家（「領土国家」）だった。各国は兵農一致の軍制だったため、中心都市に人々を集め、国営市場や兵器工場を整備した。発掘調査によると、三晋地帯を中心とした大都市内には鑄造所や兵器製造所があり、各都市発行の青銅貨（布・刀銭等）は百種をこえている。ただし大都市といっても2、3万戸ほどの規模であり、斉の「臨菑十萬戸、市租千金」（『史記』齊悼惠王世家）のような

12) 『詩経』大雅・抑・蕩之什。「借ひ未だ知らずと白ふとも」（「借曰未知」）。前掲白川『詩経雅頌2』

13) 宮崎市定「中国古代概論」、「東洋的古代」（『東洋的古代』中央公論社）。貝塚茂樹・伊藤通治『古代中国』（講談社、第6章～第8章・担当伊藤）その他

ケースはまれとみられる。

秦では前355年の「商鞅の変法」<sup>14)</sup>で「田の売買が許され貧富の差が開いた」とか(『漢書』食貨志)、鄭で民がいうには子産(宰相)が「私の田から賦をとった」(『呂氏春秋』<sup>15)</sup>)、という記事がみられる。これらの記事や集落遺跡などから考えると、当時の農民の多くは自分の土地を粗末な農具で耕す小農だったようである。商人は制限をうけながらも任意に商売ができた。『史記』(貨殖列伝)には大商人——都市間の投機的商人・製鉄販売業者・煮塩業者たち——の活動が記されている。都市内で店をもつ小商人や手工業者たちもいた。商人たちの活動は社会を変える重要な力のひとつだったとみられる。

### [Ⅲ] 物的貸借の諸事例について

『春秋左氏伝』や『史記』その他にもとづいて、貸借の事例その担手ごとに区別して垣間見ておこう。

#### 支配者間の貸借

支配者層には國王、侯、その同族、臣士等がいる。

『左伝』(文公14年・前613)、齊の「公子商人驟は多くの施しをして士を集め、家の蓄えがつきると官庫から財を貸りてこれを続けた」(「公子商人驟施於国而多聚士、盡其家貲、貸於公有司以繼之」。ゴチはすべて私によるもの)。『同』(襄公9年・前564)、(襄公が旅先で元服式のために衛から)「楽器を借りたのは禮にかなう」(「假鐘磬焉、禮也」。鐘磬は祭祀用楽器で君主の象徴)。『同』(定公4年・前506)、「晉人が旗の羽根飾りを鄭人から借りた」(「晉人假羽旄於鄭、鄭人與之」。『羽旄』は旗の羽根飾り)。『同』(定公9年・前501)、(陽虎が齊侯によって西郊の邑に監禁され、逃亡をはかったおり)「彼は邑人の車をすべて借りきり、その車軸を傷つけて縄で縛って返した」(「盡借邑人之車、鏃其軸、麻約而歸之」)。

『史記』(孟嘗君列伝)、孟嘗君(齊の公族)は兵と食料を西周から借りた(「而借兵食於西周」)。『同』(儒林列伝)、(景帝[在位前156-140]の教育係だった轅固が太后の怒りに触れて檻に入れられ素手で猪を刺せといわれたとき、轅固の無罪を知っていた景帝は)鋭利な短剣を假してやった(「景帝知太后怒而固直言無罪、乃假固利兵」)。

『韓非子』<sup>16)</sup>(愛臣)、(重臣は)国庫の物資を私貸すべきではない。君主はそれを禁止すべきである(「其府庫不得私貸於家、此明君之所以禁其邪」)。『同』(揚權)、君主が臣下の望みどおりに物

14) 商鞅の変法(前355)は秦の家臣商鞅による富国強兵を目的とした革新的諸施策である。二人以上の成年男子の同居禁止や農地の区画整理と再分配は小農の自立化をうながしたと評価されている。

15) 『呂氏春秋』(先識覽・楽成)「民相與誦之曰、我有田疇、而子産賦之」。『呂氏春秋』は呂不韋が秦の宰相だった時(前251-249)に学者を集めて「諸子百家」の説や古今の出来事などを編纂著作させた、一種の百科全書的書物(楠山春樹訳著、明治書院「新編漢文選」)

16) 『韓非子』(竹内照夫訳著『新釈漢文大系』)。韓非は韓王の子。前100年頃の著作。本人以外の記述も多くふくまれていて引用文の「五蠹」は本人作、「愛臣」はどちらか不明、「外儲説」は遊説家の言説が混入しているという(竹内「解説」)。その他前掲『中国史籍解題辞典』、『東洋史辞典』参照

を与えるのは、仇（かたき）に斧を假すようなもので假してはならない。彼はやがてその斧でこちらを伐つかも知れない（「彼求我予，假仇人斧，假之不可，彼將用之以伐我」）。

楚王による親族への車や舟の貸与。この事例は青銅製の関所通行証（前323年）に記されている。「王が首都の離宮において……（楚王の啓のために）青銅製の割符を前年に引きつづき鑄造させた。車は五十輛で一年たったら返還するように」<sup>17)</sup>。

こうした貸借はほぼ無償貸借といえるだろう。ただし当事者間には「借りは返す」、「恩には報いる」という一種の規範または信義的な倫理が作用していたと考えられる<sup>18)</sup>。

[追補] 貸借には使用貸借・消費貸借・賃貸借の区別がある。使用貸借は物の無償貸借である。消費貸借は貨幣や穀物などの貸借のように、借りた物自体でなく同質・同価値の物を返済する貸借である。賃貸借は地代・家賃・レンタル料などを支払う物の有償貸借だ。現代では利付の貨幣貸借（有償の消費貸借）と賃貸借が、とくに前者が重要な社会経済的意義をもっている。なお、古代社会では互酬や返礼が習慣的になると、無償貸借と同じケースがみられるようになる。

#### 支配者と庶民との貸借

『左伝』（襄公29年・前544）、（宋の司城役の子罕は）「平公に公室の穀物を民に貸しだすように請い、太夫の皆にも貸しだすことを要請した」（「請於平公，出公粟以貸，使太夫皆貸」，「公粟」は公室の穀物）。『同』（昭公3年・前539）、齊の陳氏は穀物を民に「貸すときには家量（大きな量）ではかり、返済のときには公量（小さい量）で収めさせた」（「以家量貸，而以公量收之」）。

『史記』（田敬仲完世家，前485 6年頃）、（齊の宰相で簡公を補佐した）「田常は（民に）穀物を貸しだす時は大ますを用い、収めさせる時は小ますを用いた」（「以大斗出貸，以小斗収」）。

『雲夢睡虎地秦墓竹簡』「秦律・厩苑律」<sup>19)</sup>、第一条「国家の鉄器を段（借）りた者（里人）は、鉄器の損耗期限がすぎて壊れたばあいには、その旨を書面で報告すれば賠償しなくてもよい」（「段鉄器，銷敝不勝而毀者，為用者受勿責」）。

こういった国家から農民への物品貸与は、大半が救済目的によるものである<sup>20)</sup>。そうしない

17) 林巳奈夫『中国古代の生活誌』（吉川弘文館）に掲載の写真と訳文による（p. 88 89）。舟用の割符も指摘されている。

18) 岡本詔治『無償利用契約の研究』（法律文化社）。佐原康夫「中国古代の貨幣経済と社会」（岩波講座『世界歴史』3所収）。財貨の贈与や相互融通のなかで、義務的な返礼をとまなうようなケースは貸借関係に近いと考えられる。

19) 『雲夢睡虎地秦墓竹簡』（1976年9月同墓「竹簡整理小組」）。この竹簡は同地の下級官吏墓から出土した法律関係文書で、秦律18種がふくまれている。田牛の検査や貸出等の規定もある。この貸与は最初はまとめて里典にされたようである。岡田功「春秋戦国時代の貸借関係をめぐる一考察」（『駿台史学』78号）、その他。

20) 岡田功氏は春秋時代の「貸」は本来「施す」「与える」意味の行為だったが、戦国時代になるにつれて本来の「貸借」を意味する行為になっていくといわれる（前掲「春秋戦国秦漢時代の貸借関係をめぐる一考察」。ここで氏は、『史記』[田敬仲完世家]の田氏と『左伝』の陳氏との貸与とを間違われていると思う）。

と国家収入の最大の源泉が脅かされるからだ。ほかに勸農目的で春に農民へ新穀を貸したり、鉄器（牛耕用鑿・大型犁等）や牛を貸与したりするケースもみられる。このなかには生産性を高めて農民を豊かにし歳入規模を広げようとするものもあり、有償のばあいもある。

『管子』<sup>21)</sup>（山權數），齊の桓公は戦さへのぞんで（管子の助言にしたがい）、大富豪の丁氏に、自分の貴重な宝を抵当に粟を假りたいとたのんだ（「吾有無貨之寶於此。吾今將有大事。請，以寶為質於子，以假子之邑粟」）。このケースは民から支配者への貸与といえるだろう。

#### 民間での貸借

『左伝』（昭公7年・前535）、「知識の少ない人でも（まかされて）守っている器は假さないのが禮（当然）である」（「雖有挈餅之知，守不假器，禮也」。挈餅は手に下げる小さい瓶で、「挈餅之知」は少ない知識の意味。当時の集落には私有と共有の井戸があった[『呂氏春秋』慣行論察伝]。小倉訳では「つるべ桶」と訳されているが、この桶はもう少しあとで普及したのではないだろうか）。

『管子』（内言七・問第二十四）。邑の貧人で借金生活している家は何軒か。人に粟米を貸してその証文をもっている家は何軒か（「問邑之貧人債而食者幾何家」「問人之貸粟米，有別券者幾何家」）。この粟米貸しには実質上の高利貸しもふくまれていたと思われる。

『大戴禮記』<sup>22)</sup>（勸学），君子曰く。「馬車を假りる者は自分の足を使わずに千里に至りうる」。「舟を假りる者は泳がずに河や海を渡りうる」（「君子曰，「假車馬者，非利足也。而到千里」。「假舟楫者，非能水也。而絕江海」）。馬車や船の所有者は富裕者・貴族・輸送業者などであろう。借手には庶民もふくまれている。

民間（里）の同族・隣人・知人たちが物品を無償で貸借しあっていたことは疑いない。「貧家の子が成年になれば家を出て婿入するが，その子は（貧しい実家の）父に鉏（スキ）や耰（土ならし）を貸して得意顔をする」というも記事その一例とみていいだろう（『漢書』賈宜伝，「家貧子壯則出贅。借父鉏耰，慮有徳色」）。庶民間の物品貸借はまれで，その大半は無償（使用）貸借だったと思われる。

以上のように，物品自体が貸借される事例は少ないとしても，労働力を賃貸借（雇傭）する事例はかなり多い。法制史家の仁井田陞氏も，「中国の雇傭もまた人身の賃貸借であった。……雇傭の目的物は，ローマのように主に奴隷に限られることなく，一般に良人もまた古代からその目的物になってきた。中国における自由人の賃貸借は周代末つまり紀元前三，四世紀以来の古資料にあらわれるものが甚だ多い」といわれている<sup>23)</sup>。

『左伝』（襄公27・前546年），申鮮虞は崔氏の亂で魯にのがれて野良で僕賃（日雇稼ぎ）をしつ

21) 『管子』（遠藤哲夫訳，『新釈漢文大系』52）。春秋斉の官仲著と伝えられるが，現書は齊地方の法家たちの説（戦国後期）のよせあつめで，記述の一部は前漢のものもあるといわれる（同訳書「解説」），前掲『中国史籍解題辞典』（神田信夫・山根幸夫編），『東洋史辞典』参照。

22) 『大戴禮記』は周末・秦・前漢の礼制や礼家の説の集録（栗原圭介訳『新釈漢文大系』解題）

23) 仁井田陞『中国法制史』（岩波書店）第15章取引法第6節「賃約」

つ莊公の喪に服していた（「崔氏之亂，申鮮虞來奔，僕賃於野，以喪莊公」）。

『史記』（范雎蔡沢列伝。昭王41年・前266年頃）、須賈（魏の使者）が（貧者を装った秦の宰相）范雎に「いまどうしているか」とたずねたら、「人に雇われて賃仕事をしています」と答えた（「須賈曰：「今叔何事」，范雎曰「臣為人庸賃」）。

[追補] 賃は「古くは庸なり，貝に従い聲は任」（『説文解字』）。庸の字は甲骨文や金文にあり，もちいるという意味だったらしい（『説文解字』，前掲白川）。賃の音符の任には担う，負担するの意があり，意符の貝は銭・代価の意である（前掲『字統』）。賃は春秋時代あたりから，銭を払って（人をもちいる，雇傭するという意味で使われるようになったと思われる。

『韓非子』（五蠹）。澤に住んで水に苦勞する者は買庸（賃雇い）をして小水路を開く（「澤居苦水者，買庸而決澗」決澗は溝を穿つ意）。『同』（外儲説）。農耕の賣庸者に主人がよい待遇をするのは相手を愛するからではない。よい耕作を期待するからだ。庸客がきちんと耕作をするのは主人を愛するからではない。待遇をよくしてもらうためである（「夫買庸而播耕者，主人費家而美食...，非愛庸客也...耕者且深耨者熟耘也。庸客致力而疾耘耕者，...非愛主人也...。羹且美錢布且易云也」）。

『荀子』<sup>24)</sup>（議兵），（個人本位の軍隊は戦闘に弱い）それは市傭（日雇人）に戦わせるのとさほど違わない（「是其出賃市傭而戰之幾矣」）。賞や利益をもとめる兵は鬻賃（賃稼ぎ）人夫と同じである（「皆干賞蹈利之兵也，傭徒鬻賃之道也」）。

以上の諸事例をみると，個人や個々の家は一時的な人手の調達を各自で自由におこなっていたことがわかる。なお，『左伝』などの史書で庶民間の貸借を見つけにくいのは，それらが皇帝中心の記述だから当然といってよい。ほかの資料を丹念にさがせば見つかるかも知れないが，いまのところ見つけだせないでいる。

#### [ ] からの結論

国家や王侯たちは兵隊や食料の相互援助をしていた。また，国家は（時には富裕者も）災害や貧困に苦しむ農民たちを何度も救済している。民間の同族・隣人・知人たちは物品を相互に融通したり，無償で貸借しあったりしている。当時はこうした諸関係が假・貸・借などの文字で表現されたのである。つまり，この時代における大半の貸借の実態は互助・救済・互酬の関係であり，無償（使用）貸借だったのである。庶民間での物的貸借は雇傭や不動産をのぞけば，ごく少なかったとみてよいだろう。

そのおもな原因は，農業の生産技術が未発達で生産量が少なかったこと，商品・貨幣流通・輸送網・都市等の発展が不十分だったこと，したがって多くの物資の調達が自給に依存していたこと等にあったと考えられる。

24) 『荀子』（藤井専英訳著，『新釈漢文大系』）。戦国末期趙の人荀況作といわれるが，漢代の人を文を多くふくむ（同訳書「解説」）。前掲『中国史籍解題辞典』，『東洋史辞典』参照

第2表 漢代の年表

前300年	L1	秦統一政権221	中央集権制・郡県制	度量衡・文字の統一
	L2		長城と道路網の建設	楚漢戦争・漢政権206
前200	L3	郡県・郡国制	科挙制・郷挙里選	豪族移住策198
	L4	武帝の版図拡張と匈奴戦		五銖銭・塩鉄専売制・財産税186
前100	L5	代田法・牛耕と鉄制農具普及		儒教の普及
後100	L6	王莽の「新」政権9（前漢滅亡）	商業・豪族抑圧	赤眉の乱
	L7	後漢政権25	農民の格差大・流民増	荘園・豪族の伸張
後200	L8	紙技術の改良		黄巾の乱・民衆と豪族の反乱統廃
後2300	L9	政権の実質的崩壊（200前後）		魏・呉・蜀の勃興（赤壁の戦208）

## 第1章 漢代の物的貸借

### 第1節 時代的背景

#### [ I ] 歴史的経過

漢政権は中国で最初の長期的な統一政権で、その期間はほぼ400年におよんでいる（前漢と後漢の200年間づつに分けられる）。本章では『漢書』・『後漢書』・『史記』・『塩鉄論』、および『居延漢簡』その他の出土史料を基礎史料として利用する<sup>25)</sup>（典拠をしめさない説明も基本的にはこれらによっている）。

漢代の年表項目を簡単に説明する（表L番号は説明のL番号に対応する）。

(L1 2) 最初に全国を統一したのは秦王の政（始皇帝）だった。彼は在位30年間のうちに郡県制の施行（旧封建制の廃止）、文字・度量衡の統一、万里の長城と道路網の建設、対匈奴戦・百越戦などを強行した。彼の死後、各地で反乱・挙兵（陳渉・呉広・劉邦・項羽らの挙兵）がおきて秦王朝は10年ほどで崩壊し、楚漢戦争をへて漢政権が成立する。

(L3) 漢政権は秦と同様、皇帝のもとに中央集権の郡県制をしき、重農主義政策を基調にした。最初は王侯たちの独立的な郡国支配を認める郡国制だったが、諸王侯の反乱（前154）の制圧後は実質上の郡県制になっていった。

25) 『漢書』は前漢王朝の歴史書で後漢の班固撰著（80年頃作成）。小竹武夫訳（筑摩書房）。永田英正・梅原郁訳注『漢書食貨・地理・溝洫志』（平凡社）。加藤繁訳注『史記平準書 漢書食貨志』（岩波書店）

『後漢書』は後漢代の史書で本紀・列伝・志から構成されている。本紀と列伝は南宋の<sup>はんよう</sup>人范曄（398-445）の撰撰。「志」は司馬彪撰著。吉川忠夫訓注（岩波書店刊 巻1～12）

『塩鉄論』（前81年）は前漢代の人桓寬の著。塩・鉄専売制の是非をめぐる政府代表と民間代表との論争（塩鉄会議・前81年）の記録書である。佐藤武俊訳注（平凡社）参照

『居延漢簡』は甘肅省北部エチナ河流域から出土した、新旧約3万点もの官・民の文書や帳簿類。大初3年（B. 102）～永元元年（B. 98）の年号が記載されている。永田英正『居延漢簡の研究』（同朋社出版）その他

地方の行政単位は大まかに県・郷・里に区別された（里百戸）。県では強い権限をもつ長官を頭に各種の機関が里（責任者）を支配した。『漢書』（百官公卿表）によると、西暦2年の郡国数103、県数1314、郷数6622。官吏は郷挙里選を通じて採用された（郷挙里選は郷里推薦の選抜制度。官吏になるには馬や馬車の自弁、十金〔10万銭〕以上の資産者であることが要件だった。東方勢力を弱めて新都を充実させるため、何万もの東方豪族を中央へ強制移住させた）。

〔L4〕武帝（在位・前141～87）は西域・南域・朝鮮へ版図を広げ漢帝国を成立させた。鑄貨（銅銭）を国家鑄造にしたが、地方では布帛や金などの現物貨幣が通用していた。何度もの改鑄をへて統一鑄貨制度がほぼ確立するのは五銖銭の鑄造（前113）以降とみられる<sup>26)</sup>。遠征・対匈奴戦による財政不足をおぎなうため、塩・鉄・酒の専売制や財産税制を施行（前81年）。

税制は土地税（田租）・人頭税（算賦15 56才・口賦7 14才）・財産税（算訾<sup>し</sup>）、実質税としての労役（更賦）と兵役で構成された。労役は農夫5人の家で2人ほどの重い負担だった（『漢書』食貨志・鼂<sup>ちようそ</sup>錯）。専売制は後漢代に廃止されている。

〔L5〕新農法（代田法等）の導入で牛耕と鉄制農具が普及する。後漢前後から儒教が知識層に普及した。それが科挙で必須の知識になったからである。

〔L6〕宮廷内の闘争で政権をえた王莽（元太後の外戚）は商業や豪族を抑圧したり、奴婢を解放したが、異民族の侵攻・豪族や民衆の反乱をまねいて短期間で滅亡した。

〔L7〕漢政権は河南豪族らの助けて復興したが、各地で豪族勢力が強まって中央政権をゆるがしていく。豪族の荘園は労役・災害・借金で続出した流亡者の受け皿になった。

〔L8 9〕内政の混乱・農民の反乱（黄巾の乱）・豪族の挙兵が重なって2世紀末には政権の実質的崩壊がすすみ、「三國志」の時代がはじまる。

## 〔II〕 貸借の条件からみた時代の特徴

### 人口

国家は人頭税や労役を課すために何度も戸籍調査をしている。ただし調査結果は統治力・虚偽申告・逃亡・戦乱等で大差になった。西暦2年の調査では民戸総数は約1223万戸、総人口は約5959万人（『漢書』地理志）、官吏数約12万人余だった（『漢書』百官公卿表）。57年の調査では民戸総数約428万戸・2100万人になっている（『後漢書』郡国志）。

なお山田勝芳氏は人頭税・穀物消費量・その他をもとに、人口6千万人として成人（15 55才）3550万人、兵役従事者99万人、官吏・王室関係者30万人と推計されている<sup>27)</sup>。

### 都市と集落

漢代の都市の基本的なタイプは郡県制の県城（県の首府）である。それらの城跡はそれほど

26) 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』（汲古書院）。山田勝芳『貨幣の中国古代史』（朝日新聞社）。

佐原康夫「中国古代の貨幣経済と社会」（岩波講座『世界歴史3』所収）。その他

27) 山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院）。

大規模ではなく、大半が周囲1km～4kmほどであった。都市内は壁で囲まれたいくつもの里にブロック化され、夜禁制がしかれていた。農民は基本的には城内に居住していたが後漢代になると、大規模な移住や豪族荘園内の小集落の増加につれて都市外での散村化 都市と農村の分離 が始まりだしている。

大都には、洛陽・涿<sup>たく</sup>・薊<sup>けい</sup>・邯鄲<sup>かんたん</sup>・臨淄<sup>りんしやう</sup>・温<sup>えん</sup>・成都<sup>えん</sup>・宛<sup>えん</sup>・滎陽<sup>けい</sup>・陳<sup>てん</sup>・陽翟<sup>てき</sup>がある。「これらの大都はすべて街路が縦横に通じ、商人たちが集まって多様な物資を盛んに取引している」(前掲『塩鉄論』力耕・通有)。なかでも主都の長安は、城内人口約8万戸・25万人弱で、官設の東西九市には店舗(肆)が並列し、商人・小工業者・日雇人夫・浮浪者・娼婦・官人・兵士・奴婢たちでにぎわっていた。周辺の富んだ邑や皇陵諸都市の人口を加えれば6,70万人ほどになる<sup>28)</sup>。ただし宋代以降になると、長安も洛陽も一地方都市になってしまう。

### 身分

身分は王侯・官吏・庶民・奴隷に分かれるが、人数の大半は農工商雑の庶民である。商工者は農民より下位におかれ、官吏への登用や馬車の利用を制限されていた。奴隷は庶民やその上位者の財産とされている(奴隷の名称は奴婢・臣・妾・人奴・隸など時代に応じてちがうけれども、すべて奴隷または奴婢と表現しておく)。奴隷と主人との関係が身分上で最大の、いわば階級的な格差であった<sup>29)</sup>。

奴隷の実数はわからないが、人口中の比率は小さかったようである。総戸数の大部分をしめる小農や小商人は高価な奴婢を所有しにくかったし、豪族所有の奴婢も従者にくらべてずっと少なかったからである(『後漢書』仲長統伝、「豪人之室……奴婢千群，徒附萬計」1対10)。何人かの研究者はその数を200万人から400万人と仮定している。400万としても前掲人口の6.6%であり、ローマの30～40%やギリシアの60%余とは大差になる<sup>30)</sup>。

[追補] 漢の王褒<sup>ほう</sup>の文学作品『僮約』は、自分への権限が契約で決まると思っている奴隷と旅人との会話をユーモラスに描いている。ある荘園主が四川地方へ旅をし、宿で奴隷に買い物をつとめ、「あなたの奴隷じゃござんせん、頼むなら私を買いなせえ。買う時には券に私の仕事を全部書いて下せえ」。

28) 長安。『三輔黃圖』(巻之二・九市)。張平子「西京賦」(『新釈漢文大系』中島千秋訳『文選』所収)。佐藤武敏『長安』(講談社)。王仲殊「中国古代都城制概論」(『奈良平安の都と長安』所収)その他。都市論についてはス波義信『中国都市史』(東大出版)、愛宕元『中国の城郭都市』、佐原康夫『漢代都市機構の研究』(汲古書院)、大室幹雄『劇場都市』(筑摩書房)、江村治樹『春秋・戦国・秦漢時代の都市の規模と分布』(『名古屋大学文学部研究論集』125)、宮崎市定「中国における村制の成立」・『漢代の里制と唐代の坊制』(『宮崎市定全集』第7巻)

29) 仁井田陞『支那身分法史』、『中国法制史』。堀敏一『古代中国の身分制』(汲古書院)。好並隆司「漢代下層庶人の存在形態」(『史学雑誌』82 2)。尾形勇『中国古代の家と国家』(岩波書店)ほか

30) Finley, M. I. Slavery in Classical Antiquity London1960. Ancient Slavery and Modern Ideology, London1980. Garland, Y. Slavery in Ancient Greece, N. Y. 1988. Brunt, P. A. Italian Manpower 225B. C. A. D. 14, Oxford1971. 『村川堅太郎古代史論集』(岩波書店)。伊藤貞夫・本村凌二編『西洋古代史研究入門』(東大出版)。太田秀道『ポリスの市民生活』(河出書房新社)

立腹した彼は奴隷の仕事をこと細かく書いてみせると、あまりの厳しさ忙しさに奴隷は驚いてあやまつた<sup>31)</sup>。当時における奴隷のひとつのありようとして興味深い。

#### 所有・「権利」・自由

中国における庶民の「権利」や自由はいつも「上」からさずかるもので、ローマ市民が勝ち取ったような権利や自由はなかった。そうはいても、漢政権は以前の時代にくらべて庶民の「所有権」を認めたり、身分格差をゆるめたりしている。そうしたことをしたのは、劉邦ら庶民の下層出身者たちが政権をえたことにも一因があると思われる。ちなみに『史記』(陳涉世家)には、雇農出の陳涉や吳広らが反乱のさいに「王侯将相いづくんぞ種あらんや」とアジったという、有名でやや眉唾的な挿話がある。

庶民は土地・家屋・その他の財産を所有しそれらを売買できた。結婚も自由だった。県発行の「過書」(パスポート)をもらえば、各地を旅行するもできた。富裕な庶民は一定以上の爵位をえれば官吏にもなれた。国家も訴訟を通じて契約を保護するスタンスをとっている<sup>32)</sup>。

#### 家と家族

家は平均して5人ほどの家族で構成されている(「五口の家」)。家族形態は時代前半の別居別財型から時代後半の同居共財型へ移っていく傾向が認められている。郷里における個人や家族の個別化と自立化は以前の時代よりも進んでいる。たとえば、各戸への土地所有の分散化、個人々々による私的雇傭、裁判によらない紛争の個別的処理など。他方、末端の里の共同体的性格は父老中心型から豪族中心型に変化していく。後漢期になると、集落単位での灌漑・水利・道路の維持管理等を豪族が主導するケースが多くなる<sup>33)</sup>。

#### 農業・工業・運輸

主産業の農業は大まかにみて、黄河を軸に北部の陸田農業が麦・粟・黍を産出し、南部の水田農業が水稻を産出している。北部では牛耕と鉄器を使う農法が普及しているけれども、前半期の南部ではそれほど普及していない(『史記』平準書)。鄭國渠・白渠・漕渠等の用水路が開かれて灌漑が進み、農具・農法の改善とあいまって生産力が増加する。生産の主力は自分の私田を家族単位で耕作する小農民であった。国有地(公田)は、小農の減少を防ぐためにかなりの部分が窮民や流民へ貸しだされている<sup>34)</sup>。

31) 宇都宮清吉「僮約研究」(『漢代社会経済史研究』吉川弘文堂1955年)所収)

32) 宮崎市定氏は典籍史料によって、漢代では任官・参政・所有・結婚の「市民的権利」が戦国時代よりもいっそう改善されたことを明らかにされている(『東洋の古代』)。

33) 大櫛敦弘「漢代の『中産の家』に関する一考察」(『史学雑誌』94 7)。牧野巽『牧野巽著作集』(、お茶の水書房)。守屋美都雄『中国古代の家族と国家』(東洋史研究会)。堀敏一『中国古代の家と集落』(汲古書院)。東晋次『後漢時代の政治社会』(名古屋大学出版会)。飯尾秀幸『中国史のなかの家族』(山川出版社)、その他

34) 農業については、天野元之助『中国農業史研究』(お茶の水書房)。米田賢次郎『中国古代農業技術史研究』(同朋社)。崔寔『四民月令』(平凡社[東洋文庫]渡部武訳注)。汜勝『汜勝之書』(中国最

工業は国営と民営の手工業が、武器・鑄貨・金属・鉄製用具・織機・車・舟・喪具・繊維・衣類・陶器・臼（碓・碓）<sup>たい がい</sup>その他を生産した。後半には水車利用の臼（水碓）や水揚機（竜骨車）も少しづつ供給されはじめている。国営工業では官奴婢が多く使用されていた<sup>35)</sup>。

一般に統一政権の成立によって、国家の全国的輸送事業が形成される。漢代のばあい、主都長安の物資需要が各地の供給にたよるようになって、輸送網が拡張されていった<sup>36)</sup>。そのさい黄河を軸にする水運が軸になった。なお、『史記』（平準書）の「船五丈以上一算」（船舶税）の記事からすると、漢代では五丈（11.5m）が船の中程度の単位だったらしい（南海郡の中心都市・番禺〔現広州市〕には漢代有数の官営造船所基地 船台遺跡 がある）。

#### 商業・契約

商人には都市に店舗をもつ比較的小規模の商人と、遠隔商業をする大商人がいた。大商人たちは鉄や塩の生産・販売で活躍していたが、前漢半ばから鉄や塩の国家専売制がしかれ、告緡令（虚偽申告と財産隠匿の密告賞金制度）などの抑商政策も併用された。『漢書』（食貨志）には、この告緡令で商人の莫大な財と多数の奴婢が没収され、中家以上の大半が破産させられたと記されている。この制度は人々の不信感を助長して貸借を抑制したと思われる。なお、専売制の廃止（90年頃）以降は民間の鉱山・冶金業者や荘園内の鍛冶屋が鉄器を供給したとみられる。後漢期になると、各種の統制がゆるんで定設市や定期市がふえ、多種多様な日用品や奢侈品がさかんに売買されるようになる<sup>37)</sup>。

土地・奴婢・家畜等の私的契約（おもに売買）文書が各地で多数発見されており、それらはほぼ共通の形式で書かれている<sup>38)</sup>。このことは信用による流通がかなり普及していたことを意

古の農業指導書、岡島秀夫・志田容子訳・農村漁村文化協会。前1世紀に中原地帯での水稻栽培の指摘がある。西嶋定生『中国経済史研究』（東大出版）。渡辺信一郎『中国古代社会論』（青木書店）。平中岑次『中国古代の田制と税制』（汲古書院）。渡辺信一郎『中国古代の財政と国家』（汲古書院）。他

35) 佐藤武俊『中国古代手工業史の研究』（吉川弘文館）。林巳奈夫編『漢代の文物』（京都大学人文科学研究所）。林巳奈夫『中国古代の生活誌』（吉川弘文館）。白雲翔著・佐々木正治訳『中国古代の鉄器研究』（同成社）。山田勝芳『秦漢代手工業の展開』（京都大学『東洋史研究』56 4）

36) 武帝期からはじまる国家の輸送事業の活発化は、版図の拡大や対匈奴戦を主目的としていた。租税物資を全国各地から中央へ輸送するという統一政権本来の輸送事業はまだ二次的だったとみられる。藤田勝久『前漢時代の漕運機構』（『史学雑誌』92 12）

37) 紙屋正和『両漢時代の商業と市』（京都大学『東洋史研究』52 4）。影山剛『中国古代の商工業と専売制』（東大出版）。藤井宏『漢代塩鉄専売の実態』（『史学雑誌』79 2）。大櫛敦弘『漢代の鉄専売と鉄器生産』（『東方学』78）。同『中国古代における鉄製農具の生産と流通』（『東洋史研究』49 4）。佐原康夫『漢代都市機構の研究』（汲古書院）。山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院）。山田氏の推算によると、専売制収入は中央財政収入の約39%、国家収入の54%にのぼる。

38) Hugh T. Scogin, Jr. *Between Heaven and Man: Contract and the State in Han Dynasty China*, 63 SOUTHERN CALIFORNIA LAWREVIEW (1990)。尾口彦太・喜田三住訳「天と人との間 漢代の契約と国家」（『早稲田法学』68巻・69巻）。こうした契約書（「券」）は一札の左右に同文を書いて二分する形式と、一札の字の中央から二分する形式があった（林巳奈夫編『漢代の文物』

味する。古代の約束や契約は、「為された善には誠実にむくいる」という習慣的倫理的意識にささえられていた。こうした道德倫理と契約（書）は依存しかつ対立する関係にある。「民、書を知りて徳衰え……券契を知りて信衰える」（『淮南子』秦族訓）とはこの関係の一表現といっている。

### 物価

物価は賃料の尺度になる。『史記』（貨殖列伝）には萬銭の利益をうるのに必要な諸物資の一覧記事がある。宮崎市定氏はこの記事を考証して前2世紀後半の物価を明らかにされた。『居延漢簡』にも諸物価の記事があり、またこれらの知見と他の諸史料を参考にした考証もある<sup>39)</sup>。第3表はそれらの一部を比較したものである（価格は売単価で萬を100単位で表示）。

第3表 漢代の物価表（単位100銭）

宮崎		居延漢簡		他諸文献	
軺車*	120	軺車	50*	軺車	50
馬	60	馬	40	商車	12
牛	24	服牛	26	鉄器（小鋤）	1*
牛車	12	牛車	20	傭賃*	3
布帛（1匹）	12	糸（1斤）	3.5	小吏俸給（月）*	7 14
羊	10	劍	6.5 8	金（1斤1.8g）*	100
粟（1斗）	4	複袍*	11 18	車雇賃（1車）	10
素木鉄器*	12				
奴婢（大人男）	150 200	奴婢（大人男）	200		

\* 軺車（1頭の馬が牽く軽車）。\*素木鉄器は1200銭だが、柿沼考証では鉄器1点の小売価格＝数10銭程度とされている。糸・劍・複袍（綿入）は角谷常子（注39）。\*傭賃（『顧山錢月三百』『漢書』平帝紀）。小吏俸給（注39山田勝芳）。\*車雇賃と金（1斤一万銭）は『漢書』食貨志下その他。

## 第2節 漢代の物的貸借

庶民による労働力の賃貸（賃傭）を別にすれば、春秋戦国時代での貸借のおもな顔ぶれは国家・王侯・士たちであった。漢代には庶民の顔も加わるようになる。民間に物資が普及したからだろう。貸借と賃貸借を対象ごとに考察していこう。

### 鉄製農具

歴史の本や教科書には、戦国時代に鉄製農具が普及したと書いてある。たしかに、鎌や鋤な

京都大学人文科学研究所）。

39) 宮崎市定「史記貨殖伝物価考証」（中公文庫『東洋の古代』）。池田温「中国古代物価の一考察」（史学会編『史学雑誌』77編1・2号）。「居延漢簡」の財産記録の諸物価は、前掲宮崎・永田英正『居延漢簡の研究』・粕山明『漢帝国と辺境社会』・角谷常子「居延漢簡にみえる売買関係簡についての一考察」（『東洋史研究』52 4）ほか。宮崎氏の考証では「素木鉄器1200銭」だが、柿沼氏は鉄製農具の「小売価格は数十銭程度で、穀物の価格一石あたり百銭前後と比較してもさほど高価な商品ではなかった」といわれる（前掲書）。

どの小農具は普及しているようだ。しかし経済的影響度から考えれば、農業や土木工事の生産性を大きく高めた農具類の普及を重視すべきだろう。当時の農具類では、深耕を可能にした牛牽の大型犁がこれに該当する。近年の考古学調査によれば、その普及は漢代になってからである<sup>40</sup>。史料にも、漢初のころは大半の貧農が鉄器や牛を所有できなかったとある（前掲『塩鉄論』水旱）。

貸借で重要な対象になったのは上述の犁と牛であった。国家から農民への鉄器・家畜・種籾等の貸与がとくに顕著である。

『漢書』（昭帝紀）、「元鳳3年（前78年）以前、辺郡の救済に梨牛を貸与した」。『同』（平帝紀）、元始2年（後2年）「安定郡の呼池苑（公苑）を安民縣とし、市里に官寺を設けて貧民の移住を募り……移住地では田宅や什器を与え、犁・牛・種・食を貸与した」。

『後漢書』（肅宗孝章帝紀）、元和元年（84）2月詔：「田を失い、他地で農業を希望する者を募集して移住させ、公田をあたえて小作となし、種もみや田器を貸し、租税を5年間免除せよ」（「其令郡國募人無田欲從它界就肥饒者、恣聽之。到在所、賜給公田、為雇耕傭、賃種餼、貰與田器、勿收租五歲……」）。『同』（孝和孝殤帝紀）、和帝・永元16年（104年）夏四月詔。三公府の属官を四州につかわし、農耕のできない貧民に梨牛の雇賃を払ってやるようにせよ（「遣三府掾分行四州、貧民無以耕者、為雇犁牛直」）。なお国家は二牛三人式耕作法の採用や牛不足をおぎなうために人牽き犁の利用を指導しているが（『漢書』食貨志）、そのさいには犁や牛の貸与もおこなったと考えられる。

民間での貸借については、婿入りした息子が貧しい実家の父に鋤（スキ）を貸した例でもわかるように（前掲『漢書』賈宜伝）、邑内や近隣の親戚間で日常的な使用貸借がおこなわれていた。しかし貸借の直接史料はみあたらない。ただ、魯などの郡国では「貸借や売買があまねくおこなわれ」という記事や、「民は市で……財貨や五穀で古い農器具と新しいそれとを易（交換）したり、時には貰（掛買い）もする」という記事は、民間で鉄製農具が貸借されていた蓋然性をしめしている（前の記事「賈貸行賈遍郡國」は『漢書』貨殖伝、後の記事「民相與市買、得以財貨五穀新幣易貨時貰民」は『塩鉄論』水旱。「貰」には貸借・掛買いの意味がある『説文解字』「貰、貸也」）。

#### 穀物・種籾

国家から農民への貸与——湖北省江陵県鳳凰山・漢墓出土の「鄭里稟簿」（推定景帝2年・前52）

40) 白雲翔著・佐々木正治訳『中国古代の鉄器研究』（同成社出版）。同書は従来の鉄器研究と1980年代以降の発掘調査を網羅的に検討した大著である。そこでは、漢代前半（前119～後24）における各種の鋤・鍬・鉞等〔鉄刃〕の普及が指摘されている。徐光輝氏も戦国普及説に否定的である（『中国古代の鉄製道具について——漢代の考古資料を中心に』、『国際社会文化研究所紀要12』所収）。戦国時代に江南地帯で「普及」していなかったことは、周昕著『中国農具発展史』（山東科学技術出版社、簡体字）の「秦漢時代的鉄犁鏵及部分鉄犁壁出土情況」（表4 3 1）や、佐々木正治「漢代四川に鉄犁牛耕は存在したか」（愛媛大学人文学会『人文学論叢』11）参照。

と題された記録には、「鄭里二五戸に対して国家が田一畝につき一斗の割合で播種用の種子を貸与した」とある。この記述について重近啓樹氏は要旨つぎのような指摘をされている。鄭里25戸の平均収穫量は75石だが、この分量は兵士1人の年支給額2石（居延漢簡参照）からみても大幅な不足である。したがって、窮民の再生産は国家の貸与に依存せざるをえなかった<sup>41)</sup>（25戸の平均収穫量75石は1戸あたり3石、1戸の家族が3人ならば一人1石〔兵士の半分〕にすぎない）。

『漢書』（昭帝紀）、前85年3月詔「使者を遣わして貧民に種籾や食料を振貸した。秋八月、前年は災害が多く、今年は養蚕と麥作が損なわれた、振貸した種籾や食料を返納させたり、民に今年の田租を出させたりしてはならない」。同様の詔は、武帝（前128）、宣帝（前70年、前65）、元帝（前48、41、15）、平帝（後2）等にもみられる。

『淮南子』<sup>42)</sup>（説山訓）、「春に貸し秋に賦（税）を取れば、民皆よろこぶ。春に賦を取り秋に貸せば皆うらむ。得失は同じでも、喜怒が別れるのはその時が異なるからである」（「春貸秋賦、民皆欣。春賦秋貸、眾皆怨。得失同、喜怒為別、其時異也」）。

救済や勸農を目的にした種籾の貸与は日本律令時代の「公出拳」に共通する面がある（拙論624）。

民間での貸借——被葬者張偃<sup>えん</sup>の漢墓出土の穀物貸借文書（湖北省江陵鳳凰山の漢墓にあった諸簡牘の第十簡）の一部には、「戸人聖，能田一人，口一人，田八畝十（花押），貸八斗，二年四月」と記されている（右の「二年」は景帝2年〔前153〕が有力視されている）。鈴木直美氏はこの文書を検討し、「少なくとも土地と自身の処遇を決められたのだから彼らは佃戸ではない。譲り受けた『越人』も種籾を借りているのだから『聖』は佃戸になったのではなく、土地を譲ったのである」と結論された<sup>43)</sup>。それが正しいとすれば、農民間でも種籾の貸借がおこなわれていたことになる。

#### 牛・馬

官牛官馬の民間への貸与——『漢書』（食貨志・元鼎4年前・113）、民が辺県で畜牧できるようさせるべく、「官の母馬を利息十分の一で貸し、三年で返済させよ」（「官假馬母，三歳而歸，及息什一」）。『同』（昭帝紀）元鳳3年（前78）、詔。「元鳳三年以前、邊郡に振貸した梨牛はその後丞相・御史の請によって貸与した分を除き返済させてはならない」。

民間での貸借——居延漢簡に「侯粟君所責寇恩事」（建武3年12月・後27）という民事的訴訟書がある。訴えの要旨は、甲渠侯の粟君は南里の人寇恩を雇い魚五千匹を販売にいかせたが、魚を約束の売値（40萬銭）よりも少ない32萬銭しか渡さないし、庸賃を払って牛を貸（原文は

41) 重近敬樹「秦漢帝国と豪族」（岩波講座『世界歴史第5巻 帝国と支配』所収）

42) 『淮南子』。武帝期頃に淮南王が多数の客に著作させた百科辞書的な書といわれる。楠山春樹訳『新釈漢文大系』訳者解説。前掲『中国史籍解題辞典』、『東洋史辞典』参照

43) 鈴木直美「鳳凰山一号漢墓出土史料から見た江陵社会」（『駿大史學』80 10）

「借」したのに牛も返さない、その負債を返せ、ということである<sup>44)</sup>。これは賃貸借に係わる訴訟とみられる。

もうひとつの例。建初(76-84年)のはじめ、ある亭長が借牛を返さないためにおきた訴訟で、これを裁いた県令魯恭の徳行と温情をたたえた記述がある(『後漢書』卓魯魏劉列伝「亭長從人借牛而不肯還之、牛主訟於恭」……「亭長乃慚悔、還牛、詣獄受罪、恭莫不問。於是吏人信服」)。

前1世紀頃には民間でも馬の所有者がかなり増えていたようである。たとえば、漢初には政府高官でも牛車に乗っていたが、武帝時代には「人々は街巷に馬を持ち、仟伯の間に群れをなしていた」(『漢書』食貨志)。したがって馬の賃貸もおこなわれていたと思われるが、記録はまだ見ていない。

#### 船・車

おもな輸送物資は穀物・鉄・塩・武器等だった。陸運は船より何倍も高価で、時には運賃が輸送物資の値段をこえることさえあった(『漢書』食貨志)。そのため水運が輸送の軸になったが、官の車船数にはかぎりがあるため、民間の車船が賃借された。そのばあいは輸送手段と運送者の一体的利用、いわばチャーターが大半だったようである。

『後漢書』(虞傳蓋臧列傳)、(武都)太守の虞翻は軍をひきいて益州に入ったおりのこと。険しい道路があつて驢馬で一石を運ぶのに五石の賃銀についた(「驢馬負載、僦五致一」[廣雅曰:「僦、賃也。注「僦五致一」は「用五石賃而致一石也」])。そこで数十里の水路を開いて驢賃を漕船・水夫の雇借にあて(以人僦直雇借傭者)、年四千万余石を節約した。

『塩鉄論』(通有)、「五穀(太夫)は賃車して秦に入った」(「五穀賃車入秦」)。

『漢書』(酷史伝)、「大司農が民間牛車三萬兩を雇って砂を便橋の下で載み上方へ輸送したさい、車の雇賃は一車千錢だった」(「大司農取民牛車三萬兩為僦、載沙便橋下、送致上方、車直千錢」)。

『居延漢簡』の「錢出入簿」には民間へ支払った就運費用の記録がある(以下は佐原康夫氏の釈文紹介<sup>45)</sup>から適宜引用した)。甲梁候官出土簡「出錢二百八十七 車一兩 建平五 / 就錢三百」。肩水候官出土簡には候官への穀物輸送には「就家」「就人」とよばれる民間労働力の使用例がある。元延四年(前9)に將轉守尉黃良が支払った穀物僦運賃金「出錢千三百四七 賦就人(名前略)1兩」(車1兩の就人に1347錢)。都尉府管内での編成車輛費用「凡五十八兩 用錢七萬九千七百一十四」(車1兩につき約1374錢)。

#### 書物

漢代の書物はまだ竹簡であり入手が容易でなかったため、それを借りて人に写書させる傭書がおもな集書方法でだったようである。

44) 大庭脩氏による居延漢簡の該当釈文(EPF22~36号)の紹介と検討による(大庭脩『秦漢法制史の研究』「補論 居延新出『侯粟君所責寇恩事』冊書」)。拙論はおもにこれによったが、鷹取祐司氏のこの文書の考察も参考にした。鷹取祐司「漢代の債権回収訴訟」(『大坂産業大学人文科学編』117)。

45) 佐原康夫「居延漢簡に見える物資の輸送について」(『東洋史研究』50 1)

河間国の王（前158に王位）獻王徳は民間から善書を得ると、必ず丁寧で写本してその者にこれを与え、原本は自分に留め、金帛を加賜して善本を集めた（『漢書』・景十三王伝、「河間獻王徳」、「従民得善書、必為好寫與之、留其真、加金帛賜以招之」）。

官でも借本の傭書がみられた。班超は家が貧しかつたので、いつも洛陽で官の傭書をしていた（『後漢書』班梁列伝、「家貧、常為官傭書」）。

当時書物の貸借があったことはほぼ疑いない<sup>46)</sup>。そのさい謝礼がともなえば広義の賃貸借がおこなわれていたといえるだろう。

ところで、漢代の長安や洛陽の市場では書物が売買されていた。そしてその高価さも借書の原因だったと考えられる。『後漢書』（王充列伝）、王充は家が貧しくて書をえられないため、洛陽の市肆で売っている書をいつも立ち読みして暗誦した（「家貧無書、常游洛陽市肆、閱所賣書」）。『後漢書』（文苑列伝）、劉梁は梁宗室子孫だったが若い頃から身寄りがなく貧しかつたので、市で書を買って生活費を稼いだ（「劉梁字曼山……東平寧陽人也。梁宗室子孫、而少孤貧、賣書於市以自資」）。

[追補] これらの記述は専門書店が存在していた証拠とされている。だが、店で書物の売買があったからといってその店が専門の書店だったとはかぎらない<sup>47)</sup>。他の商品にまじつて書物が売られているとか、道路脇での立ち賣りの可能性も十分考えられる（『清明上河図』にもムシロで数冊の書物売る図がある）。なお書物売買や借書の背景には科挙を中心にした各レベルの学校と学生の増加がある。ちなみに後漢時代の学生数は、太学学生3万余人（『後漢書』儒林列伝）、郡学と県校の学生40万人以上、計43万人から46万人ほどにも達していたらしい<sup>48)</sup>。

#### 喪服・葬具

漢代になると葬儀はかなり派手になっている。中程度の庶民のばあい、墓に屏や垣根をめぐるして沢山の銭や立派な明器を入れ、式後には派手な宴会をもよおした。貧乏人でも模様入りの棺をもちい、死者に綿入れを着せ、絹の袋をそえる。そのために借金で家がかたむいたりした（『塩鉄論』国疾）。

漢初に陸賈は平原君と親しかった。長安の平原君の家は貧しくて母の喪を発表できず、（よそから）葬具を借りようとしていたので（「平原君家貧、未有以發喪、方假貸服具」）、陸賈は平原君に喪を発表させ、列侯や高位の人々に香典を贈らせた（『史記』（酈生陸賈列伝)）。平原君がどこから喪服や葬具を借りようとしたのかはわからない。知人からかも知れないし、ことによる

46) 晋代に「書物を貸す馬鹿、返す馬鹿」（「借書一嗤、還書一嗤」）という諺が知られていたようだが、本当だとすれば、それ以前から書物の貸借があったことになる。この諺は晋代に社預が息子へあたえた書簡にあるといわれている（段成式『西陽雜俎』続集四）。

47) 井上進氏はこの記述が書店の証拠になるかを疑問視されている（『中国出版文化史』名古屋大学出版会）。

48) 明石茂生「古代帝国における国家と市場」（『成城・経済研究』193）

と葬具の生産・販売者からかも知れない。ちなみに、北魏洛陽には、市北の奉終里と慈孝里に葬具・棺桶業者や靈柩車の賃貸業者がいた<sup>49)</sup>。

#### その他の器具

『史記』（平準書）。塩の専売制では煮塩器具を民に貸与して塩を生産させ、費用（牢盆）を支払っている（「願募民自給費，因官器作煮鹽，官與牢盆」）。

『後漢書』（樊宏……列伝）。南陽の豪農・樊宏は器物を作るのにまず梓と漆の栽培から始めたので人に笑われたが、あとでその器具が重宝することを知って皆が借りるようになった（「嘗欲作器物，先種梓漆，時人嗤之，然積以歲月，皆得其用，向之笑者咸求假焉」）。この器具は農具が道具の一種だろう。彼が有徳人だったことからすると、貸借は使用貸借かと思われる。

ほかにさまざまな器具の貸借がおこなわれていたはずである。直接史料をみつけないけれども、間接的な史料からほぼ疑いないと思われるケースをいくつかあげておこう。

水碓（水車利用の石臼）は後漢から利用され始めている。至四年（129年）「因渠以溉，水舂河漕，用功省少」（『後漢書・西羌傳』）。その普及は晋代（3-4世紀）になってからだが、晋初の城東でその貸借がおこなわれているので（『晋書』），後漢末にもその賃貸があったかも知れない<sup>50)</sup>。

龍骨車は足踏式の灌漑用の水揚機で、後漢末に長江流域で流行している。設置者は官・里（集落）・富農などであろう。官の龍骨車は里や農民たちに貸与されたはずである。そのばあいには賃貸料のともなうケースも推測できる。

農家ではどこでも女性が機織をしていた。足踏式織機は漢代に普及しているから、必要に応じて賃貸もあったと推測できる。発掘資料や絵図をみると、鉄製かんな・斧・のこぎり・すり石臼と杵等も戦国後期から使用されているから、同様の推測ができる。

#### 労働力の賃貸借（雇傭）

日雇をはじめ短期の雇傭例は前代よりもずっと多い。傭賃稼ぎの普及は、多くの官吏が休日にも傭賃稼ぎをしていたことにも現れている<sup>51)</sup>。都市の商工業者や地方の豪族・富農たちの人手需要がふえる一方、供給側の流民・貧困者が増加したからであろう。さまざまな種類の雇傭をひろってみた。

傭耕 『史記』（陳涉世家），陳勝は中原・河南の人。貧農だった若いころ傭われて田を耕していた。「燕雀いずくんぞ鴻鵠の志を知らんや」とうそぶいた逸話の主である。『漢書』（匡張孔馬傳）。父を農夫にもつ匡衡は東海郡の人で、家が貧しく庸作で学費を稼いだ。『同』（食貨志），

49) 楊銜之<sup>ようげんし</sup> 『洛陽伽藍記』 卷三城南・卷四城西（入谷義高訳・平凡社東洋文庫）

50) 前掲天野元之助 『中国農業史研究』（第3章第2節「碓」）。『太平御覽』 卷762資産部「碓」。『晋書』は唐の房玄齡らが撰じた晋代の正史。ここに鄧攸が李矩の城東で水碓を借りて舂した記録がある。

51) 広瀬薫雄氏は張家山漢簡 『二年律令』（『秦嶽書』 [111号簡]）の「十月不盡八日為走馬斛都庸」等の記述によって、官吏が非番時に傭賃稼ぎをしていたことを明らかにされている（『秦漢律令研究』 汲古書院）。

豪民に傭われた小農民は収穫の半分を小作料にとられ、生活苦にあえいでいた（「或耕豪民之田，見稅什五。故貧民常衣牛馬之衣」）。『同』（肅宗孝章…傳），詔：牛疫（75年）以来、穀食不足がつづいている。（三州の）郡国で田を失い、他地で農業を希望する者にはその地で公田をあたえ、耕傭（小作人）雇いをして種籾と田器を賃貸せよ（「賜給公田，為雇耕傭，賃種籾，貰與田器」）。

傭書 『後漢書』（班梁列傳），班超は扶風平陵の人。永平五年（62年），兄にしたがい母と洛陽にきたが、貧しくていつも官の傭書をしていた。以下はすべて『後漢書』から。

賃稼ぎ。（桓榮丁鴻列傳），沛郡の人桓榮は若年で長安に学ぶ。極貧で資金がなくつねに雇われて生活していた（「少學長安，貧窶無資，常客傭以自給」）。（循吏列傳），衛颯は河内修武の人。（20年代）家貧しく学問を好み師についたが糧がなくいつも賃稼ぎしていた（「常傭以自給」）。

漆工（周黃…申屠列傳傳），申屠蟠は陳留（河南省）の人。九歳で父を喪し，家が貧しくて漆工に傭われた（「家貧，傭為漆工」）。

水夫（虞傳蓋臧列傳），（2世紀初め虞詡は険阻な道を吏士を率いて工事をし）漕船の道を開き，水夫を傭い水運を便利にした（「以人僦直雇傭者，於是水運通利」。僦は運賃，『広雅』に「僦は賃也」）。

鍛冶（黨錮列傳）。夏馥は陳留圉（河南省）の人。無実の罪で追われ，名を変え山中に隠匿して「冶家の傭」（鍛冶屋の傭人）として2，3年をすごした。

賃舂（逸民列傳・梁鴻），梁鴻は扶風平陵（咸陽西北）の人で家貧しく，資産家の軒下を借りて「賃舂」（臼つきの賃仕事）をした。

傭賃稼ぎの理由は貧困にある。傭賃者の大部分は生活に困ってわが身を一時的に販売していたが，そのなかにはやがて債務奴隷・奴婢に転落した人々も少なくなかった<sup>52)</sup>。

奴隷の賃貸借 この事例はほとんどみあたらない。多くの奴隷を賃貸していたギリシアやローマとは対照的である<sup>53)</sup>。中国では奴婢人口が少なく高価だったし，「流民」・「遊民」など奴婢以外の安価な労働力の調達が可能だったからであろう。

#### 漢代における貸借の特徴と意義

(1) 400年間におよぶ漢王朝の時代には，皇帝と彼をささえる官僚たちが中央集権的体制によって庶民と奴隷を支配した。後漢代には（莊園）豪族勢力の地方支配も並行するようになる。産業と人口では農業と農民が圧倒的に優勢だったが，鉄製器具の普及・貨幣と商業のある程度の浸透・都市の増加・運河の開設・庶民の「自由と権利」の相対的拡大などの諸条件が貸借を陰に陽に規定したのである。

(2) 貸借で重要な物資はおもに船・車・鉄製農具・家畜・穀物等だったが，書物（木簡）も

52) 好並隆司「漢代下層庶人の存在形態」（東大文学部『史学雑誌』82頁）

53) アテネのラウリオン銀山の民間経営者ニキアス，ヒッポニユス，ピレモニデスらは何百人もの奴隷を一人につき1日1オポロスで賃貸していた（クセノボン「歳入論」。松本仁助訳『クセノボン小品集』京大学術出版会）

目立ちは始めている。重要で高価な物資の貸手はほぼ国家や富豪たちだった。ほかの物資の借手にはさまざまな人がいたけれども、鉄製農具や穀物の借手は貧農が大半であった。

(3) 国家は農民にたびたび穀物（種子）・農具・牛などを貸与した。鉄制農具の貸与は鉄の国家独占（専売制）をテコにおこなわれた。こうした貸与はしばしば返済免除（実質的な無償貸借）をとめない、農民を救済し援助する機能をはたした。またこの貸与は、国家にとっては税と労役の源泉を維持する機能をはたす一方、収奪した税を民へ再分配する機能をもはたしている。なお、富豪による農民の救済的な貸与もしばしばおこなわれている

(4) 統一政権の成立によって人と物資の輸送が活発化する。その中軸は地方から首都への租税や各種の輸送になっていく。国家は不足の車船と人手を民間から調達したが、そのばあいには業者に賃料を払う「チャーター」もみられた。荘園では雇用者に穀物・農具・家畜などが賃貸されることもあった。しかし雇傭をのぞけば、動産の賃貸借はまだ少なかったようである。

(5) 国家が重農主義的政策を基本にしていたため、民間の賃貸借にはさまざまな制限と管理がみられた（売買の場所・時間・価格等の制限、車船税、財産申告にともなう密告制度など）。時代の後半における生活と治安の不安定も賃貸借へのブレーキになった。

以上、この時代の貸借を全体としてみるならば、使用（無償）貸借——国家と農民間の、あるいは民間での使用貸借——が優勢であり、賃貸借は二次的だったといえるであろう。

#### 【付記】

本論文はリポジトリでの公開に際して、一部表現を修正した。